

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和7年9月26日
四 国 中 央 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種 類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地 域	重点区域 との重複 の有無		
	○			四国中央市上柏町・下柏町	無	R7年度～R11年度	上柏集落
	○			四国中央市上柏町	無	R7年度～R11年度	鳶畑集落
	○			四国中央市上柏町	無	R7年度～R11年度	横尾集落
	○			四国中央市上柏町	無	R7年度～R11年度	北岡山集落
	○			四国中央市土居町小林	無	R7年度～R11年度	小林上集落
	○			四国中央市土居町上野	無	R7年度～R11年度	内の川集落